

○漁場改善計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間の一部改定 新旧対照表

改 正 後	現 行
漁場改善計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間 <u>令和 5 年 8 月 31 日 制定</u> <u>令和 7 年 5 月 20 日 一部改正</u> 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条及び第 6 条の規定により、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定による漁業改善計画（以下、「計画」という。）の認定及び法第 5 条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による計画の変更の認定（以下「認定」という。）に係る審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定める。 記 1 審査基準 <u>（1）認定に係る審査基準</u> 認定に係る審査基準は、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成 11 年 6 月 2 日付け 11 水推第 1133 号水産庁長官通達。<u>以下「水産庁通達」という。</u>）中「第 2 計画の認定」及び「第 3 認定計画の変更の認定等」の定めによるものとする。 <u>（2）適正養殖可能数量の設定</u> <u>「水産庁通達」中「第 2 計画の認定」で定める本県の適正養殖可能数量の設定方法は、次のア又はイのいずれかの設定方法に基づき設定した数量の範囲内とすること。</u> <u>ア 漁場環境調査結果「酸揮発性硫化物態硫黄量（AVS）測定値からの設定方法</u> <u>水産用水基準で定められる底質の基準値（以下「基準値」とい</u>	漁場改善計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間 <u>（追加）</u> 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条及び第 6 条の規定により、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定による漁業改善計画の認定及び法第 5 条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による<u>漁業改善</u>計画の変更の認定（以下「認定」という。）に係る審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定める。 記 1 審査基準 <u>（追加）</u> 認定に係る審査基準は、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成 11 年 6 月 2 日付け 11 水推第 1133 号水産庁長官通達）中「第 2 <u>漁場改善</u>計画の認定」及び「第 3 認定<u>漁場改善</u>計画の変更の認定等」の定めによるものとする。 <u>（新設）</u>

う。)の一つである AVS を計画対象漁場及び養殖漁場外の対象区
(計画対象漁場と環境が類似する海域)で測定している場合は、直
近 5 年における 5 中 3 の AVS 観測値と各年の種苗導入尾数から、別
紙「【高知県】許容上限数量算定シート」を用いて求めた許容上限
数量(平均値又は中央値のうち小さい値)を上限とした数量を適正
養殖可能数量として設定する。

直近 5 年の AVS 測定値又は種苗導入尾数実績の記録がない場合
は、直近 1 年の AVS 測定値と種苗導入尾数実績から、別紙「【高知
県】許容上限数量算定シート」を用いて求めた許容上限数量(平均
値又は中央値のうち小さい値)を上限とした数量を適正養殖可能数
量として設定する。ただし、想定外の環境変化等により基準値を超
過する負荷を生じることのないよう、現在設定している適正養殖可
能数量又は許容上限数量の算定に用いた種苗導入尾数の年平均のい
ずれかと許容上限数量の中間の値を上限とする等適切な余裕幅を設
けること。

イ 従前の基準の準用による設定方法(令和 7 年 3 月 31 日以前に
知事に認定されたことがある計画に限る。)

(ア) 直近 5 年又は直近 1 年における計画対象漁場の環境調査
結果及び魚病発生状況が、計画に定める「養殖漁場の改善の目標」
を達成している場合は、廃止前の適正養殖可能数量算定要領(平成
23 年 3 月 29 日付け 22 水推第 1142 号水産庁長官通知)に基づく適
正養殖可能数量を上限としてよいものとする。

(イ) 直近 5 年又は直近 1 年における計画対象漁場の環境調査
結果及び魚病発生状況が、計画に定める「養殖漁場の改善の目標」
を達成していない場合は、目標達成が見込まれる新たな取組を計画
に追加することで、廃止前の適正養殖可能数量算定要領(平成 23
年 3 月 29 日付け 22 水推第 1142 号水産庁長官通知)に基づく適正
養殖可能数量を上限としてよいものとする。

2 標準処理期間 認定に係る標準処理期間は、30 日とする。	2 標準処理期間 認定に係る標準処理期間は、30 日とする。
-----------------------------------	-----------------------------------